

上ノ原小学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 本会は上ノ原小学校 PTA と称し、事務所を上ノ原小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して学校、家庭及び地域社会における児童のすこやかな成長を図ることを目的とし、主体的に活動する。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党宗派にかたよることなく、また営利的な行為は一切行わない。
2. 本会または本会役員の名でどんな営利的企業をも支持しないし、また他のどんな職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。
3. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
4. 児童、青少年の福利増進のために活動する他の団体および機関と協力する。
5. 本会は学校の管理や人事に干渉しない。
6. この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取り扱いに関する細則」に定め、適正に運用するものとする。

第4章 会員

第4条 本会の会員について、次のとおり定める。

1. 上ノ原小学校に在籍する児童の保護者および上ノ原小学校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
2. 会員は、在籍児童の卒業により自動的に退会となる。
3. 会員より退会の申し出があった場合は、それを妨げない。

第5条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第6条 会員は、会費を納めるものとする。但し、事情により減免することができる。

第5章 経理

第7条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第8条 本会の会費は、一家庭単位で納入する。

第9条 本会の経費は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第10条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 本部役員

第12条 本会の本部役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長4名以上（内1名副校長）、書記4名以上（内1名教職員）、会計4名以上（内1名教職員）。

第13条 本部役員の任期は、次のとおりとする。

1. 総会での承認を以て就任し、任期は当年度総会から次年度総会までとする。
2. 引継ぎ等を考慮し、活動開始は前年度3月からとする。
3. 会計の再任は不可とし、他の本部役員の再任は妨げない。

第14条 本部役員に欠員を生じたときは、常任委員会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本部役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。総会、常任委員会等を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 削除
4. 削除
5. 書記は、総会、常任委員会等の議事を記録、保管し、書類等を作成する。
6. 会計は、学校給食の監査、本会の金銭の出納を管理する。総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。

第7章 会計監査員

第16条 本会の経理を監査するため3～4名（内1名は教職員）の会計監査員を置く。

会計監査員は、前年度の会計がその任に当たる。

第17条 会計監査員の任期は1年とする。

第18条 会計監査員は、決算の監査をすると共に、随時経理を監査することができる。

第8章 会議

第19条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会 2. 常任委員会 3. 臨時委員会

第20条 本会は、必要により臨時委員会を置くことができる。その任務および構成は、常任委員会において定める。

第21条 総会を除く他の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は多数決による。

第9章 総会

第22条 総会は最高の議決機関であって次のとおりとする。

1. 定期総会

- ・ 会計監査を経た会計報告の承認。
- ・ 年間計画ならびに年度予算の審議決定、その他必要事項の審議決定。

2. 臨時総会

- ・ 必要により開催する。

第23条 総会は家庭数の5分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、出席不能の場合は委任することができる。議決は出席者の多数決による。

第10章 常任委員会

第24条 削除

第25条 削除

第26条 常任委員会は**本部役員**をもって構成し、次のことを行う。尚、他の会員は当委員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権については認められない。

1. 本会の運営全般に関する協議。
2. 総会に提出する案件の審議、報告書の作成。

第27条 削除

第11章 専門部会および新旧役員連絡会

第28条 削除

第29条 本会に必要な活動を行うために、次の専門部を置くことができる。

1. 広報部 会報を発行する。
2. 校外活動部 児童の校外生活の安全を図る。
3. 役員選出部 本部役員の選出に関する事務を行う。
4. ベルマーク部 ベルマークに関する事務を行う。

第30条 各専門部員は会員より選出する。

第31条 各部の部長は、副会長がその任に当たる。

第32条 各部員の任期は1年とし、当年度新旧役員連絡会から次年度新旧役員連絡会までとする。但し再任は妨げない。

1. 新旧役員連絡会は、各部員が選出された後、速やかに招集され、各部ごとに開くものとする。
2. 新旧役員連絡会は、本部役員、前年度部員、当年度部員をもって構成し、次のことを行う。
 - ・本部役員による、本会活動を行う上での注意事項の説明。
 - ・旧部員から新部員への活動内容の引継ぎ。

第12章 本部役員の選出

第33条 本会の本部役員の選出にあたっては役員選出部を置く。これらの構成および運営については細則で定める。

第13章 規約改正

第34条 この規約は総会出席者の3分の2以上の同意により、改廃することができる。

第14章 付則

第35条 校長はすべての会議に出席し意見を述べるができる。

第36条 吊事については細則で定める。

第37条 本会の活動を円滑に行うため、教職員、本部役員、および各部の部員を除く会員は、本部および各部の補佐的活動を担うものとする。これらの構成および運営については細則で定める。

第 38 条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、常任委員会の議決で定めることができる。

第 39 条 この規約は、以下の日付に一部改正施行。

- ・昭和 43 年 4 月 20 日・昭和 47 年 5 月 13 日
- ・昭和 48 年 3 月 20 日・昭和 55 年 5 月 16 日
- ・昭和 62 年 1 月 17 日・平成 11 年 5 月 24 日
- ・平成 12 年 5 月 19 日・平成 14 年 5 月 17 日
- ・平成 15 年 11 月 5 日・平成 19 年 5 月 10 日
- ・平成 25 年 4 月 1 日・令和 3 年 4 月 28 日
- ・令和 3 年 12 月 15 日